

函館市公式観光情報サイト運営業務 仕様書

1 目的

当該業務は、平成20年(2008年)12月から市が設置する函館市公式観光情報サイト「はこぶら」について、「市民が自分の友人に函館を案内する」をコンセプトに、旅行前や旅行中、旅行後のほか、ウィズコロナ時代に適応して、オンラインでも見てもらえるような魅力的で情報発信力の高いサイトを運営することを目的とする。

2 業務の名称

函館市公式観光情報サイト運営業務

3 委託期間

令和3年(2021年)4月 1日から

令和4年(2022年)3月31日まで

4 業務内容

(1) 日本語サイトに関すること(ドメイン名 www.hakobura.jp)

ア 既存コンテンツの制作, 管理および運営

イ 新規コンテンツの企画, 取材, 編集および制作全般

(2) 外国語サイトに関すること(ドメイン名 www.hakodate.travel)

ア 既存コンテンツの制作, 管理および運営

イ 新規コンテンツの企画, 取材, 編集および制作全般

(3) みなみ北海道・青森イベントinformationサイトに関すること

(ドメイン名 www.hokkaido-aomori.info)

ア 既存コンテンツの制作，管理および運営

イ 新規コンテンツの企画，取材，編集および制作全般

(4) サイトのPCおよびスマートフォン対応に関すること

新規コンテンツは，PCおよびスマートフォンに対応した仕様とすること。

(5) SNSに関すること

Facebook，Twitter，Instagramを用いてサイトの情報を拡散するほか，中国国内に対し，微博（Weibo）を活用した情報発信を行い，これらのみで情報発信が完結する記事や拡散力のある写真を投稿するなど，本市の魅力を発信すること。

また，これらSNSを通じた問い合わせに対応すること。

(6) 広告に関すること

トップページ等に広告欄を設け，広告主の募集および広告掲載業務を行う。

(7) 運営委員会に関すること

市が設置する「函館市公式観光情報サイトはこぶら運営委員会」（以下「運営委員会」という。）の運営に必要な業務を行うこと。

(8) 実績報告書の作成

当該事業の実績報告書を作成すること。

5 業務要件

ア 公開する，しないに関わらず，取材を行った相手先の情報（取材日時，内容，担当者，連絡先など）を記録し報告すること。

イ サイトの運営にあたり，特定の店舗からの営業・勧誘による記事の掲載を行ってはならない。

ウ サイトの運営にあたり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」「接待業務受託営業」を営む店舗等の情報を掲載してはならない。

エ 運営委員会は、サイトの運営などについての助言機関として開催すること。

オ コンテンツの制作については、現在の開発環境を引き続き活用すること。

6 サイトの運用サーバーについて

サイトのサーバーの維持管理に関することは、当該業務に含まない。

※受託者が用意するサーバーの賃貸借契約を締結し使用する。

※サーバー管理については、受託者が行う。

7 特記事項

ア 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、市および受託者双方の協議により処理する。

イ 本業務履行にあたり、市は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。

ウ 市または市関係者から提供を受けた資料等は、本業務のみに使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ市の承諾を得たものについては、この限りでない。

エ この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打合せを行うものとする。

オ この業務の遂行に伴う打合せ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。

カ 成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）の規定による著作権（同法第27条および第28条の権利を含む。）その他一切の知的財産権は、当該成果物の引渡時において、受託

者は，市に対し無償で譲渡するものとする。

キ 受託者は，市ならびに市から正当に権利を取得した第三者および当該第三者から権利を承継した者に対し，成果物に係る著作権法の規定による著作権者人格権を行使しないものとする。